

熊本県療育手帳判定要領

1 目的

この要領は、熊本県療育手帳交付要項第7条第1項に定める療育手帳の交付にあたり、障害の程度の判定基準を定めることを目的とする。

2 知的障害

知的障害とは、一般的知能機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障害を伴う状態で、それがおおむね18歳までに現れるものを指す。

3 療育手帳の障害の程度

療育手帳の障害の程度は、A1、A2、B1及びB2とする。

4 判定方法

判定は、(1)の知的発達障害程度及び(2)の介護度を勘案した「療育手帳判定基準」(表3)によって判定を行うものとする。ただし、この方法で非該当となる場合であっても(3)に該当する場合は、B2と判定するものとする。

判定にあたっては、社会学的及び心理学的所見を勘案したうえで、必要に応じて医学的所見を勘案する。なお、医学的所見にかかる医学的診断の実施については別に定める。

(1) 知的発達障害程度

知的発達障害程度は最重度、重度、中度及び軽度とし、アの知能・発達の程度に基づき、イの日常生活能力の程度も十分に考慮して判定する。

ア 知能・発達の程度

知能・発達の程度は、おおむね次のとおりとする。

IQ(DQ)	～20	最重度域
IQ(DQ)	21～35	重度域
IQ(DQ)	36～50	中度域
IQ(DQ)	51～75	軽度域

知能・発達の程度は、原則として田中ビネー式知能検査及び新版K式発達検査によって判定を行う。ただし、次の場合は、他の検査(ウェクスラー式知能検査、遠城寺式乳幼児分析的発達検査及び津守式乳幼児精神発達質問紙等)を実施する。

(ア) 原則の検査が実施困難な場合

- (イ) 他の検査を実施したほうが適正な判定ができると考えられる場合
- (ウ) 他の検査を併用したほうが適正な判定ができると考えられる場合

また、最重度（A1）の手帳所持者で10歳、15歳又は20歳の再判定年度に当たる児・者（ただし、知的発達障害程度が重度で、介護度を加味することによりA1と判定されたものは除く）のうち前回判定で検査実施困難だったものについては、知能検査及び発達検査を行わず、ICT（情報通信技術）を活用した視認及び聴き取りで状態を把握することにより、知能・発達の程度の判定を行うことができるものとする。

イ 日常生活能力の程度

日常生活能力の程度は、行動観察や保護者等から日常生活状況の聴取を行い、「日常生活能力の指標」（表1）によって判定を行う。また、必要に応じてS-M社会生活能力検査等を実施する。

(2) 介護度

介護度は、次の3項目について「介護度の指標」（表2）によって判定を行う。

ア 保健

主として慢性疾患を有し、そのために日常生活・健康面において介護を必要とするもの、精神疾患及び精神科的ケアを必要とするもの。

イ 行動

異食、興奮、自傷行為、多動、徘徊、弄火、性的な問題等、反社会的行動、非社会的行動及び異常行動のため介護を必要とするもの。

ウ 身体の障害の状況

身体障害者手帳に該当する程度の障害を有し、そのために日常生活・身体面で介護を必要とするもの。

(3) 知能・発達の程度がIQ(DQ)76～85で、以下に掲げる要件を全て満たす場合にB2とする。

ア 実生活等での能力に明確な遅れが認められる（S-M式社会生活能力検査でSQが75以下等）。

イ 日常生活を送るうえで、著しい困難が認められる。

(附則)

この要領は、平成25年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年12月19日から施行し、平成27年1月1日から

適用する。

この要領は、平成29年3月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年7月13日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

表1 日常生活能力の指標
別表のとおり

表2 介護度の指標

介護度	1度	2度	3度	4度
保 健	生命維持危険	常時看護	時々看護・服薬程度	必要なし
行 動	常時付き添い	常時注意	時々注意	必要なし
身体の障害の状況	1、2級相当	3級相当	4～6級相当	必要なし

表3 療育手帳判定基準

介護度 知的発達 障害程度	「1度」または「2度」に 該当する項目がある場合	「1度」または「2度」に 該当する項目がない場合
最重度	A 1	
重度	A 1	A 2
中度	A 2	B 1
軽度	B 1	B 2